

Ⅶ. 臨床動作法資格者研修及び資格更新細則

本細則は、日本臨床動作学会が定める資格認定委員会規約4.の2)「臨床動作法諸資格者養成システムの整備」に基づいて、認定動作士・臨床動作士・臨床動作学講師などの臨床動作法関連諸資格を取得した者が、その資格を維持更新するために必要な枠組みを定めるものである。

1. 目的

臨床動作法は発展進化を続けている技法である。このため、臨床動作法関連諸資格を有する者(以下、臨床動作法資格者と略記)は、資格取得後も継続して臨床動作法の発展進化に寄与し、またさらなる資質向上に努める義務を負うものである。本細則は、その最低限の継続した研修の枠組みを示すために設けられる。

2. 継続研修の義務づけ

臨床動作法資格者は、臨床動作法を実践するものとしての資質の維持向上を図るため、資格取得後もその更新時期までに以下の要項に従った研修を継続して積まなければならない。

3. 更新期間

前項の研修義務履行のため、その資格認定を受けた年度より5年目の年度末日までに、以下の要項に従った研修を継続して行わなければならない。

4. 資格者研修会への参加

臨床動作法諸資格者は、臨床動作法資格者研修会に少なくとも3回以上参加していなくてはならない。ここでいう臨床動作法資格者研修会とは、本学会が主催する、または資格認定委員会が指定する動作法資格者のみを対象として開催される研修会(以下資格者研修会と略す)を指す。これらは必ず実技研修を含むものとする。

1) 代替研修会

前項の定めに関わらず、以下の機会を代替の研修会とすることができる。ただし、これら代替研修会は、資格更新時に求められる研修経験として本来の研修会の2回分としての充当を限度とする。

(1) 本学会主催研修会

経験技量により初級とそれ以上のコースに分けて実施される研修会で、中

級以上のコースでの研修を受けた場合。

(2) 発表・出版

本学会または資格認定委員会が認定するその他の学術大会や研究会において、臨床動作法に関する口頭発表や論文発表また著作物の出版を行った場合。ただし、口頭発表については一発表につき1/2回分の研修会とみなす。

(3) スーパービジョン

認定講師によるスーパービジョンを年間6回以上受けたときに、これを代替研修会とすることができる。

(4) 認定研修会

臨床動作法資格者研修会以外で、臨床動作法研修機会認定細則に定めるもののうち以下の機会での研修経験。

- ① 他機関・団体（研究会）主催研修会大学等の教育機関で開講される授業（認定課程）も含め、経験技量により初級とそれ以上のコースに分けて実施される継続研修会で、中級以上のコースでの研修を受けた場合は1回の、同様の短期研修を受けた場合は1/2回の研修経験とみなす。またコース分けのない継続研修会は、1/2回分とみなす。

(5) 指導的役割

認定委員会が認める臨床動作法研修会での指導的役割を務めることで資格者研修会参加に代えることができる。

2) 講師研修

認定講師は、学会主催の認定講師を対象とした研修会（以下、講師研修会と略）への参加を資格者研修会として優先することが望ましい。

5. 本学会学術大会への参加

本学会学術大会には2回以上参加することを必須とする。

6. 著作物またはケース報告書の提出

臨床動作士は、資格保有期間内に行った臨床動作法を適用した事例のケース報告1編または公刊された著作物を提出しなければならない。このケース研究報告には、本学会または委員会が認定する研修会・学術大会、学術雑誌等の著作物で発表した、臨床動作法を適用した事例報告を当てることができる。なお、この

報告は、臨床動作士の資格が認定された後に適用したケースについて書かれたものでなければならない。認定動作士についてはこれを求めない。

7. 認定講師

以下の研修を受け、また研修会を提供する義務を負う。

1) 基礎資格としての臨床動作士資格

認定講師資格は、臨床動作士資格を持つことがその前提であるので臨床動作士資格更新の要件を満たす研修を積むことが求められる。

2) 研修会提供の義務

認定講師は、少なくとも年間2回以上の研修会を臨床動作士資格者及び資格取得希望者に対して提供する義務を負う。

この研修会は、資格取得希望者の資格取得及び資格保有者の更新に必要な要件を満たすものでなければならない。

個人スーパービジョンは1バイジーにつき実施回数によらず1回の機会提供とみなす。

3) 講師研修会

本学会が主催または指定する臨床動作法講師資格者研修会へ、臨床動作士資格更新の期間内に少なくとも2回以上参加していることを義務とする。ただし、本学会が主催または指定する臨床動作法資格者研修会への参加をもってこれに代替できるものとする。学会主催研修会での講師参加は、1/2回分と換算する。

8. 資格更新手続き

臨床動作法資格者は、資格更新時には少なくとも本細則に示された研修経験を積んでいなければならない。臨床動作法資格者でその資格更新を希望する者は、資格認定委員会が別に定める手続きに従って、その資格を更新しなければならない。

9. 附則 本細則は2004年（平成16年）10月22日より実施する。

2009年（平成21年）10月16日改訂